

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

本県は国内有数の豪雪県であり、豪雪地帯対策特別措置法（以下「豪雪法」という。）により県内全域が豪雪地帯に、県土面積のほぼ半分を占める13市町村の全域または一部区域が特別豪雪地帯に指定されている。

先の令和2年12月から令和3年1月にかけての短期集中的な豪雪では、大規模な交通障害をはじめ、除排雪の遅れ、空き家の倒壊、農業生産用施設の大規模な損壊や果樹の樹体損傷など多様かつ甚大な被害が生じ、豪雪地帯が抱える課題が浮き彫りとなったが、近年では、このような気候変動の影響による集中的な降雪の増加に加え、少子高齢化の進展や空き家の増加など社会情勢の変化による雪への対応力の低下など、豪雪地帯を取り巻く環境が大きく変化している。

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、冬季の生活環境は大きく改善されてきたが、住民の安全を確保し、豪雪地帯でも安心して暮らせる環境を維持していくためには、これまでの支援措置はもとより、豪雪地帯特有の課題に対して迅速な対応を可能とする支援策が必要である。

よって、国においては、豪雪地帯を活力と魅力ある地域として維持し、住民の安全と安心して暮らすことができる生活環境を守り続けるため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置を10年間延長すること。
- 2 除排雪の担い手確保などの豪雪地帯特有の課題に自治体が柔軟に対応できるよう、財政支援制度を創設するとともに十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月7日

秋田県議会議長 柴田正敏

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
総務大臣	金子恭之	様
文部科学大臣	末松信介	様
厚生労働大臣	後藤茂之	様
農林水産大臣	金子原二郎	様
経済産業大臣	萩生田光一	様
国土交通大臣	斉藤鉄夫	様
環境大臣	山口壯	様